

福岡市 小規模保育事業等 監査基準

処 遇（保 育）

（令和 7 年度改訂）

福岡市こども未来局

目次

ページ

第 1	保育帳簿		1
第 2	保育内容		2
第 3	保健衛生・安全管理		7
第 4	保護者・地域との連携		1 7
第 5	特別保育		1 8
第 6	職員の資質向上		1 9
第 7	その他		1 9

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項（不適切事項）	評価 区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
1 保 育 帳 簿	1 個人票等の帳簿を整備し、十分な管理を行っているか	【福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例】（平成26年条例第59号 最終改正：令和6年条例題55号 以下「最低基準」という） 第19条 【福岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例】（平成26年条例第60号 最終改定：令和5年条例第18号 以下「運営基準」という） 第50条第2項 【小規模保育事業等運営管理の手引】（平成27年作成 令和7年改訂 福岡市こども未来局 以下「運営管理の手引」という）「保育」 III 1(6)ア① 【保育所保育指針】（平成29年 厚生労働省告示第117号 以下「保育指針」という）第1章「総則」2(2)ア(イ)①	・家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。 ・特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 ・個人票は、事業所を利用している子どもの家庭などの状況、及び利用中に行った保育の経過を記録する帳簿である。一略一 ・一人一人の子どもの平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応する。	① 個人票等の管理が適切でない	A	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
				② 個人票等の記載内容について、必要に応じた更新をしていない	B	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
				③ 利用開始前の既往歴及び予防接種、乳幼児健診受診状況等、子どもの健康記録が適切に記録、把握されていない、又は不十分である。	C	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
	2 個人調査票等で生活状況等を把握しているか	【運営管理の手引】「保健衛生」I 2子どもの健康管理[子どもの健康管理マニュアル]1(1)	・一略一さらに、家庭での生活状況、生活習慣などについても把握する必要があるが、その際の把握内容は「個人調査票」（様式4）を参考にするとよい。	① 個人の生育歴等の把握を個人調査票等で行っていない	C	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
	3 「子どもの健康管理マニュアル」（平成15年2月福岡市保育課作成 令和6年11月福岡市指導監査課改正）により実施が定められている下記の健康診断等を実施しその結果を記録し適正な管理を行っているか	【最低基準】 第17条第1項 【保育指針】 第3章「健康及び安全」1(2)イ	・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 ・子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、保育に活用するとともに、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。	① 健康診断を実施していない	A	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
				② 健康診断未受診児童についての対策が不十分である	B	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
				③ 健康診断結果を記録していない	B	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
	(1) 健康診断(利用開始時、年2回実施)			④ 歯科健診・視力検査・聴力（聴こえ方の確認）を実施していない	A	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
	(2) 歯科健診(年1回実施)			⑤ 検査結果を記録していない	B	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
	(3) 視力検査	【最低基準】 第17条第3項	・第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。					
	(4) 聴力（聴こえ方の確認）							
	(5) 身体測定（毎月）							
	(6) 頭囲・胸囲測定（年2回）	【保育指針】 第3章 「健康及び安全」1(1)ア	・子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。	⑥ 身長、体重等の測定を定期的に行っていない	A	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
				⑦ 身長、体重等の測定結果を記録していない	A	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項（不適切事項）	評価 区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
2 保 育 内 容	2 長期的な指導計画（年・期・月毎等の指導計画）が年齢別又は異年齢構成のクラスを単位に作成され、具体的なねらいと内容を明確に設定しているか また、保育実践の自己評価を行っているか	【保育指針】 第3章 「健康及び安全」 （1）ウ	2 ・乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。	④ 全体的な計画に基づいた食育計画の作成または全体的な計画等に食育の計画を位置付けていない	C	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
		【運営基準】 第50条第2項 第50条第2項第1号	・一略一保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 ・第45条の規定に基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画	① 年齢別又は異年齢構成の長期的な指導計画（年・期・月毎等の指導計画）を作成していない	A	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
		【保育指針】 第1章 「総則」 3（2）ア	・保育所は、全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。					
		1（1）イ	・保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。	② 長期的な指導計画（年・期・月毎等の指導計画）の「ねらい」及び「内容」に養護と教育の視点が示されていない。	C	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
		【保育指針】 第2章 「保育の内容」	・一略一保育における「養護」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、「教育」とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である。本章では、保育士等が、「ねらい」及び「内容」を具体的に把握するため、主に教育に関わる側面からの視点を示しているが、実際の保育においては、養護と教育が一体となって展開されることに留意する必要がある。					
		【保育指針】 第1章 「総則」 3（2）ウ	・指導計画においては、保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。また、具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切にしておき適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにすること。	③ 長期的な指導計画（年・期・月毎等の指導計画）が子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容になっていない	B	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
		【保育指針】 第3章「健康及び安全」 2（1）ウ	・乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。	④ 長期的な指導計画（年・期・月毎等の指導計画）等に食育の計画を位置付けていない	C	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
		【保育指針】 第1章 「総則」 3（2）カ	・長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。	⑤ 長期的な指導計画（年・期・月毎等の指導計画）等に長時間にわたる保育、障がいのある子どもの保育を位置付けていない	B	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
		3（2）キ	・障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。					
		【保育指針】 第1章 「総則」 3（4）ア（ア）	・保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。	⑥ 長期的な指導計画（年・期・月毎等の指導計画）において保育士等の自己評価がなされていない	B	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項（不適切事項）	評価 区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
2 保 育 内 容	3 より具体的な子どもの実態に即した、養護と教育を一体的に行う、短期的な指導計画（週案・日案等）を年齢別又は異年齢編成のクラスを単位に作成し、保育実践の自己評価を行っているか。	【運営基準】 第50条第2項	・一略一保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	① 短期的な指導計画（週案・日案等）を作成していない	A	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
		第50条第2項第1号	・第45条の規定に基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画					
		【保育指針】 第1章 「総則」 3（2）ア	・保育所は、全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。	② 短期的な指導計画（週案・日案等）の「ねらい」及び「内容」に養護と教育の視点が示されていない	C	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
		1（1）イ	・保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。					
		【保育指針】 第2章 「保育の内容」	・一略一保育における「養護」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、「教育」とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である。本章では、保育士等が、「ねらい」及び「内容」を具体的に把握するため、主に教育に関わる側面からの視点を示しているが、実際の保育においては、養護と教育が一体となって展開されることに留意する必要がある。	③ 短期的な指導計画（週案・日案等）が子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容になっていない	B	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
		【保育指針】 第1章 「総則」 3（2）イ	・指導計画の作成に当たっては、第2章及びその他の関連する章に示された事項のほか、子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえるとともに、次の事項に留意しなければならない。					
		3（2）イ（ウ）	・異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。					
	4 保育の過程の記録（保育日誌等）を年齢別又は異年齢編成のクラスを単位に作成し、保育内容の見直し、改善を図っているか。	3（2）ウ	・指導計画においては、保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。また、具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切に適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにすること。	④ 短期的な指導計画において保育士等の自己評価がなされていない	B	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
		【保育指針】 第1章 「総則」 3（4）ア（ア）	・保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。					
		【運営基準】 第50条第2項	・一略一保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	① 保育の過程の記録（保育日誌等）を作成していない。	A	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
	第50条第2項第2号	・次条において準用する第12条の規定による特定地域型保育の提供の記録	② 保育の過程の記録（保育日誌等）に養護と教育の視点が含まれていない	C	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐	
【保育指針】 第1章 「総則」 1（1）イ	・保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。							

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項（不適切事項）	評価 区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
2 保 育 内 容	5 3歳未満児について一人一人の子どもの心身の発達及び活動の実態に即して個別的な計画を立て、個人差に応じた保育を行い記録をしているか また、保育実践の自己評価を行っているか	【保育指針】 第2章 「保育の内容」	・一略一保育における「養護」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、「教育」とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である。本章では、保育士等が、「ねらい」及び「内容」を具体的に把握するため、主に教育に関わる側面からの視点を示しているが、実際の保育においては、養護と教育が一体となって展開されることに留意する必要がある。	③ 保育の過程の記録（保育日誌等）において保育士等の自己評価がなされていない	B	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
		【保育指針】 第1章 「総則」 3（3）イ	・子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行うこと。					
		3（3）ウ	・子どもの主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりをもつことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。					
		【保育指針】 第1章 「総則」 3（4）ア（ア）	・保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。					
		【保育指針】 第1章 「総則」 3（3）エ	・保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。					
		【運営基準】 第50条第2項	・一略一保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	① 3歳未満児について個別的な計画（個人カリキュラム等）、記録を作成していない	A	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
		第50条第2項第1号	・第45条の規定に基づく 特定地域型保育の提供に当たっての計画					
		第50条第2項第2号	・次条において準用する第12条の規定による特定地域型保育の提供の記録					
		【保育指針】 第1章 「総則」 3（2）イ（ア）	・3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。	② 個別的な計画（個人カリキュラム等）が個人差を踏まえた内容になっていない	C	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
		【保育指針】 第2章 「保育の内容」 4（1）ア	・子どもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の子どもの気持ちを受け止め、援助すること。					
		【保育指針】 第1章 「総則」 1（1）イ	・保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。	③ 個別的な計画（個人カリキュラム等）に養護と教育の視点が示されていない	C	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
		【保育指針】 第2章 「保育の内容」	・一略一保育における「養護」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、「教育」とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である。本章では、保育士等が、「ねらい」及び「内容」を具体的に把握するため、主に教育に関わる側面からの視点を示しているが、実際の保育においては、養護と教育が一体となって展開されることに留意する必要がある。					
		【保育指針】 第2章 「保育の内容」 4（1）ア	・子どもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の子どもの気持ちを受け止め、援助すること。	④ 個別的な記録に子どもの発達及び活動の実態を記録していない	B	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
		【保育指針】 第1章 「総則」 3（4）ア（ア）	・保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。	⑤ 個別的な計画・記録において保育士等の自己評価がなされていない	B	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項（不適切事項）	評価 区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
2 保 育 内 容	6 利用開始時からの一人一人の子どもについて保育の経過を記録し、保育を進める上での資料としているか	【最低基準】 第19条	・家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	① 一人一人の子どもの発達過程の記録（保育経過記録等）を作成していない	A	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
		【保育指針】 第2章 「保育の内容」 1（3）オ	・担当の保育士が替わる場合には、子どものそれまでの生育歴や発達過程に留意し、職員間で協力して対応すること。	② 一人一人の子どもの発達過程を示す記録でない	C	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
		【保育指針】 第1章 「総則」 3（4）ア（7）	・保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。	③ 前年度までの記録が、子どものそれまでの経験や発達過程に留意して保育を行うための資料として、適切に取り扱われていない	C	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
	7 連携施設を確保し、集団保育の体験等の連携、保育の引継ぎがなされているか	【運営基準】 第43条	・特定地域型保育事業者は、（一略）一略ー連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（一略ー）を適切に確保しなければならない。一略ー	① 連携施設を適切に確保していない	A	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
		【最低基準】 第6条	・一略ー利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。					
		【最低基準】 第6条第1項第1号	・利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定（一略ー）相談、助言その他の保育内容に関する支援を行うこと。	② 集団保育の機会、相談、助言その他の保育内容に関する支援等、連携を適切に行っていない	C	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
		第1項第2号	・必要に応じて、代替保育（一略ー）を提供すること。			適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
		第1項第3号	・一略ー保育の提供の終了に際して（一略ー）引き続き（一略ー）教育又は保育を提供すること。	③ 連携施設との連携の記録が整備されていない	C			
	8 年齢・発達に応じた生活のリズムが整えられているか	【保育指針】 第1章 「総則」 2（2）ア（4）③	・清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的な関わりを通して子どもの生理的欲求を満たしていく。また、家庭と協力しながら、子どもの発達過程等に応じた適切な生活のリズムがつくられていくようにする。	① 日課が作成されていない	A	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
		1（3）イ	・子どもの生活のリズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。	② 日課が子どもの発達過程を踏まえた内容になっていない	C	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
		1（3）ウ	・子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。					
	9 年齢等に応じた午睡や休息を行っているか	【保育指針】 第1章 「総則」 2（2）ア（4）④	・子どもの発達過程等に応じて、適度な運動と休息を取ることができるようにする。また、食事、排泄、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどについて、子どもが意欲的に生活できるよう適切に援助する。	① 午睡などの適切な休息を行っていない	A	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
		2（2）イ（4）④	・一人一人の子どもの生活のリズム、発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事や休息が取れるようにする。					

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項（不適切事項）	評価 区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
2 保 育 内 容	10 保育に必要な遊具・用具を整備しているか	【最低基準】 第26条 【最低基準】 第29条第1項 第1項第3号 第1項第6号 (第33条にて、小規模保育事業B型に準用) (第34条第1項第3号及び第6号にて、小規模保育事業所C型に同一規定) (第44条第1項第3号及び第6号にて、保育所型事業所内保育事業所に同一規定) (第49条にて、小規模型事業所内保育事業に準用) 第39条 【保育指針】 1章 「総則」 1(4)ア 1(4)イ 1(4)ウ 1(4)エ 【保育指針】 第2章 「保育の内容」 1(2)ウ(ウ)①	・一略一内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。 ・小規模保育事業A型を行う事業所（一略一）の設備の基準は、次のとおりとする。 ・乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 ・保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 ・居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 ・子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮すること。 ・子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育所の設備や環境を整え、保育所の保健的環境や安全の確保などに努めること。 ・保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮すること。 ・子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整えること。 ・玩具などは、音質、形、色、大きさなど子どもの発達状態に応じて適切なものを選び、その時々の子どもの興味や関心を踏まえるなど、遊びを通して感覚の発達が促されるものとなるように工夫すること。なお、安全な環境の下で、子どもが探索意欲を満たして自由に遊べるよう、身の回りのものについては、常に十分な点検を行うこと。	① 保育に必要な遊具・用具を整備していない	C	適 ☐	・不適 ☐	該当なし ☐
3 保 健 衛 生 ・ 安 全 管 理	1 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防及び睡眠中の事故防止に努めているか	【保育指針】 第2章 「保育の内容」 (3)ア 1 【児童福祉行政指導監査の実施について（通知）】 (平成12年児発第471号 厚生省児童家庭局長通知別紙 児童福祉行政指導監査実施要綱 R5.3.31改正以下「児童福祉行政指導監査実施要綱」という) 別紙1 2(2)[保育所](5)ア	・乳児は疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。 ・睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向きに寝かせるなど寝かせ方に配慮すること、児童を一人にしないこと、安全な睡眠環境を整えているか。	① 0歳児の睡眠時確認（SIDS防止）を行っていない ② 睡眠時の確認記録がない ③ 安全な睡眠環境を整えていない	A B B	適 ☐	・不適 ☐	該当なし ☐ 該当なし ☐ 該当なし ☐

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項（不適切事項）	評価 区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
3 保 健 生 ・	2 登所時において、子どもの健康状態を観察し把握しているか	【児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について】（平成9年児企第16号児童家庭局企画課長通知 以下「衛生管理の改善充実」という） 5 【保育指針】 第3章 「健康及び安全」 1（1）イ	・保育所等においては、児童の健康状態等について日頃から家族と緊密な情報交換を行いー略ー嘱託医・保健所等との連携を図り、児童の健康管理に努めること。 ・保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること	① 日々の健康状態の把握をしていない ② 健康状態について、保護者との情報交換を行っていない	A	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
	3 フォローの必要な子どもに対しての個別の配慮が行われているか（例）継続してフォローの必要な子ども（心・腎・肝臓疾患・てんかん・アレルギー疾患等）	【保育指針】 第1章 「総則」 2（2）ア（イ）① 【保育指針】 第3章 「健康及び安全」	・一人一人の子どもの平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応する。 ・保育所保育において、子どもの健康及び安全の確保は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育所全体における健康及び安全の確保に努めることが重要となる。 ー略ー	① 継続してフォローの必要な子どもに対し個別の配慮をしていない	A	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
	4 児童虐待への対応は適切か	【児童福祉法】（昭和22年法律第164号 最終改正：令和6年法律第47号） 第2 1 条の 1 0 の 5 第 1 項 第 2 1 条の 1 0 の 5 第 2 項 【児童虐待の防止等に関する法律】（平成12年法律第82号 最終改正：令和6年法律第104号）第 5 条	・病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその現在地の市町村に提供するよう努めなければならない。 ・刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。 ・学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、女性相談支援員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。	① 被虐待児の早期発見に努めていない ② 被虐待児に対し、市や関係機関と連携をとる等、適切な対応を行っていない	A A	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐ 該当なし ☐

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項（不適切事項）	評価 区分	自主点検 ※いずれかにチェック	
3 保 健 衛 生 ・ 安 全 管 理		【保育指針】 第3章「健康及び安全」 1（1）ウ	・子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。				
	5 保健計画を作成し、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めているか	【保育指針】第3章 「健康及び安全」 1（2）ア	・子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。	① 保健計画が作成されていない ② 保健計画の内容が適切ではない	B C	適 ☐ 適 ☐	・ 不適 ☐ ・ 不適 ☐ 該当なし ☐ 該当なし ☐
	6 子どもの日々の健康状態を十分に把握するとともに、感染症の予防に努めているか また、保育中に何らかの異常が発見された場合に、適切に処置を行う等の保健活動が行われているか	【保育指針】第3章 「健康及び安全」 1（3）ア	・保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。	① 保健日誌等が作成されていない ② 保健日誌等に感染症の記録がない	A C	適 ☐ 適 ☐	・ 不適 ☐ ・ 不適 ☐ 該当なし ☐ 該当なし ☐
		1（3）イ	・感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。	③ 保健日誌等に保健活動等の記録がない	C	適 ☐	・ 不適 ☐ 該当なし ☐
	7 健康診断等の結果を家庭に連絡し、保護者が子どもの状態を理解できるようにしているか	【最低基準】 第27条 (第31条により小規模保育事業A型に準用) (第33条により小規模保育事業B型に準用) (第37条により小規模保育事業C型に準用) (第42条により居宅訪問型保育事業に準用) (第47条により保育所型事業所内保育事業に準用) (第49条により小規模型事業所内保育事業に準用) 【保育指針】 第3章 「健康及び安全」 1（2）イ	・家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。 ・子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、保育に活用するとともに、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。	① 健康診断等の結果を保護者に連絡していない	A	適 ☐	・ 不適 ☐ 該当なし ☐

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項（不適切事項）	評価 区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
3 保 健 衛 生 ・ 安 全	8 薬（与薬）の取り扱いが適切か	【医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について】（平成17年医政発第0726005号 厚生労働省医政局長通知） 別紙	・一略－医療機関以外の高齢者介護・障害者介護の現場等において判断に疑義が生じることの多い行為であって原則として医行為ではないと考えられるものを別紙の通り列挙したので、医師、看護師等の医療に関する免許を有しない者が行うことが適切か否か判断する際の参考とされたい。一略－ 一略－ 5 患者の状態が以下の3条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認し、これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを本人又は家族に伝えている場合に、事前の本人又は家族の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処法及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助すること。具体的には、皮膚への軟膏の塗布（褥瘡の処置を除く。）、皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼、一包化された内用薬の内服（舌下錠の使用も含む）、肛門からの坐薬挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助すること。 ①患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること ②副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による継続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと ③内用薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと 一略－	① 薬の取り扱いが適切でない	B	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
	9 プール活動・水遊びの安全・衛生管理が適切に行われているか	【教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故の防止及び熱中症事故防止について】（令和6年こ保発事務連絡）1（1） 【遊泳用プールの衛生基準について】（平成19年健発第0528003号 厚生労働省健康局長通知）別添第4・6（1） 【衛生管理の改善充実】 4 【遊泳プールの衛生基準について】別添第2 1（4）	・プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。 ・プール管理日誌を作成し、使用時間、気温又は室温、水温、新規補給水量、水質検査結果、設備の点検及び整備の状況、利用者数、事故の状況等を記録し、これを3年以上保管すること。 ・ビニールプール等を使用して水遊びをする際には、水に入る前に腰等を中心に体をよく洗うとともに、こまめに水の入れ替えを行うなど水の汚染防止に努めること。特に、下痢気味の児童等については、水に入れないよう十分注意すること。一略－ ・遊離残留塩素濃度は、0.4mg/L以上であること。また、1.0mg/L以下であることが望ましいこと。	① プール活動・水遊びにおいて監視員、指導者等の位置付けをしていない ② プール管理日誌等を作成していない等、適切な管理を行っていない ③ 残留塩素濃度が適切でない	A A B	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項（不適切事項）	評価 区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
3 保 健 衛 生 ・ 安 全 管 理	10 感染症予防対策を講じ、衛生管理について自主点検を行っているか	【最低基準】 第 1 4 条第 1 項	・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	① 保育室等の衛生管理チェックリスト(保健担当者用)等での点検を行っていない	A	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
		【児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について】（平成13年雇児総発第36号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）	・一略ー 乳幼児は、腸管出血性大腸菌（O 1 5 7）等に感染しやすく、また、重症化しやすいことから、児童福祉施設等においては、調理従事者だけでなくすべての職員が連携を図りつつ、感染の予防に努めることが重要です。 一略ー	② 保育室等の衛生管理チェックリスト(乳児保育責任者用)等での点検を行っていない	A	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
		【社会福祉施設における衛生管理の自主点検の実施について】（平成9年社援施第117号 厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長通知）	・一略一食中毒の発生は、昨年の例からも食中毒の多発する夏期を過ぎても急激な減少が見受けられないため、今後とも、引き続きその予防について徹底を図る必要がある。ついては、管下社会福祉施設の食中毒予防とその意識高揚を一層図るため、衛生管理の自主点検を別紙「社会福祉施設における衛生管理の自主点検の実施要領」に基づき、遺漏なく実施されるようお願いする。 一別紙略一	③ 乳児担当保育士の衛生管理チェックリスト（乳児担当保育士個人票又は乳児担当保育士用））等での点検を行っていない	A	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
	11 保育士等は清潔な服装と頭髪を保っているか。	保育所における感染症対策ガイドライン（平成21年厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知 最終改定：令和5年 以下「感染症ガイドライン」という。） 2-（2）-イ）職員の衛生管理	・一略一清潔な服装と頭髪を保つ。一略一	① 保育士等が清潔な服装と頭髪を保っていない。	C	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
	12 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室について	【最低基準】 第 2 3 条第 1 項	・家庭的保育事業は、一略一次に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所(一略一)で実施するものとする。	① 乳児室、保育室等が衛生的でない	B	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
	(1) 衛生・安全に配慮され、採光、換気等は適切か	第 2 3 条 第 1 項第 1 号 第 2 9 条第 1 項第 1 号	・乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。	② 危険の防止が図られていない	B	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
	(2) 危険なものが置かれておらず、危険な箇所もない等安全が図られているか	(第 3 3 条により小規模保育事業B型に準用) (第 3 4 条第 1 号にて、小規模保育事業所C型に同一規定) (第 4 9 条により、小規模型事業所内保育事業に準用)	・乳児又は満 2 歳に満たない幼児を入所させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。	③ 採光、換気、室温等の環境が適切でない	C	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
		第 3 9 条 第 4 4 条第 1 項第 1 号	・居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。					
		【保育指針】 第 3 章 「健康及び安全」 3（1）ア	・乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室(一略一)及び便所を設けること。 ・施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めること。					

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項（不適切事項）	評価 区分	自主点検 ※いずれかにチェック	
3 保 健 衛 生 ・ 安 全	（3）おむつ交換を定位置で衛生的に行っているか	【保育指針】 第1章 「総則」 1（4）イ	・子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育所の設備や環境を整え、保育所の保健的環境や安全の確保などに努めること。				
		【最低基準】 第5条第6項	・家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けなければならない。				
		【最低基準】 第14条第1項	・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	④ おむつ交換を衛生的に行っていない	B	適 ☐	不適 ☐ 該当なし ☐
		【腸管出血性大腸菌による食中毒に係る2次感染予防の徹底について】（平成8年健政計第28号、健医感発第75号、衛食第197号厚生省健康政策局計画課長、保健医療局エイズ結核感染症課長、生活衛生局食品保健課長通知）1（3）イ（ア）	・患者の糞便を処理するときは、ゴム手袋を使用する等衛生的に処理すること。特に乳幼児のおむつの交換時に保護者等が汚染を受けることがないように十分気をつけること。なお、おむつは消毒を行い扱う場所を決めるなど衛生的な取り扱いを行うこと。	⑤ おむつ交換を定位置で行っていない	B	適 ☐	不適 ☐ 該当なし ☐
		イ（イ）	・患者の糞便に触れた者は直ちに流水で十分に手洗いを行い、かつ、糞便に触れた部分を逆性石鹸又は消毒用アルコールで消毒をすること。	⑥ 職員の手洗い、手指及び施設の消毒方法が適正でない	C	適 ☐	不適 ☐ 該当なし ☐
		感染症ガイドライン別添3-③下痢の時の対応	一略一なお、患者の用便後は、水洗トイレのトッ手やドアのノブなど患者が触れた可能性のある部分の消毒を行うこと。 感染予防の為の適切な便処理を行う。	⑦ 汚物処理を適切に行っていない	B	適 ☐	不適 ☐ 該当なし ☐
	13 手洗い等について （1）子ども及び職員の手洗い等が適切に行えるよう整備しているか。 また、必要に応じて、食前や食事中等に使用するおしぼりについて、衛生的な取り扱いをしているか	【最低基準】 第14条第1項	・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	① 年齢に応じた手洗い設備がない	A	適 ☐	不適 ☐ 該当なし ☐
		【保育指針】 第3章 「健康及び安全」 3（1）イ	・施設内外の適切な環境の維持に努めるとともに、子ども及び全職員が清潔を保つようにすること。また、職員は衛生知識の向上に努めること。	② 石鹸、消毒液が備えられていない	B	適 ☐	不適 ☐ 該当なし ☐
		【衛生管理の改善充実】 1	・感染症予防のためには、手洗いの励行が重要かつ有効であり、児童、職員ともに手洗いの徹底を図ること。食事の直前及び排便又は排便の世話をした直後には、石鹸を使って流水で十分に手指を洗うこと。	③ 子ども及び職員の手洗いが適切でない	B	適 ☐	不適 ☐ 該当なし ☐
		【衛生管理の改善充実】 3	・使用するタオルは、他人と共用しないこと。なお、タオルの個人専用化が難しい場合には、使い捨てペーパータオル等の利用も有効であること。	④ タオルを共有している	B	適 ☐	不適 ☐ 該当なし ☐
				⑤ おしぼりを共用している	B	適 ☐	不適 ☐ 該当なし ☐
				⑥ おしぼりが衛生的に取り扱われていない	B	適 ☐	不適 ☐ 該当なし ☐

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項（不適切事項）	評価 区分	自主点検 ※いずれかにチェック	
3 保 健 衛 生 ・ 安 全 管 理	14 便所について （１）便所を設け、衛生的に管理しているか	【最低基準】 第２３条第１項 第１項第４号 第２９条第１項第１号 第１項第４号 (第３３条により小規模保育事業B型に準用) (第３４条第１項第１号及び第４号にて小規模保育事業所C型に同一規定) (第４９条により小規模型事業所内保育事業所に準用) 第３９条 第４４条第１号	・家庭的保育事業は、一略一次に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所(一略一)で実施するものとする。 ・衛生的な調理設備及び便所を設けること。 ・乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。 ・満2歳以上の幼児を入所させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(一略一)、調理設備及び便所を設けること。 ・居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 ・乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室(一略一)及び便所を設けること。	① 便所を設けていない ② 便所を衛生的に管理していない	A B	適 不適 ☐ ☐	該当なし ☐
	（２）子ども及び職員の手洗い等が適切に行えるよう整備しているか	【衛生管理の改善充実】 ２	・特に、下痢便の排泄後又は下痢便の排泄の世話をした後は、直ちに石鹸を使って流水で十分に手指を洗った上で、消毒液で手指を消毒すること。	③ 手洗い場に石鹸、消毒液が備えられていない ④ 子ども及び職員の手洗いが適切でない	B B	適 不適 ☐ ☐	該当なし ☐
	15 医薬品等について （１）必要な医薬品等が整備され、管理が適正か	【最低基準】第１４条第３項 【保育指針】 第３章 「健康及び安全」 1（３）エ	・家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。 ・子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を適切な管理の下に常備し、全職員が対応できるようにしておくこと。	① 必要な医薬品その他の医療品の整備および管理が適正ではない	A	適 不適 ☐ ☐	該当なし ☐
	（２）疾病等への対応を適切に行っているか	【保育指針】 第３章 「健康及び安全」 1（３）ア 1（３）イ	・保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。 ・感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。	② 急な病気やけが、感染症などへの対応を適切に行っていない	A	適 不適 ☐ ☐	該当なし ☐

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項（不適切事項）	評価 区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
3 保 健 衛 生 ・ 安 全 管 理	16 園庭について （１）危険な箇所がなく、安全で衛生的な状態を確保しているか	【最低基準】 第２３条第１項 第１項第５号 第２９条第１項第４号 (第３３条により小規模保育事業B型に準用) (第３４条第１項第４号にて小規模保育事業所C型に同一規定) (第４９条により小規模型事業所内保育事業所に準用) 第３９条 第４４条第１項第４号 【保育指針】 第３章 「健康及び安全」 ３（２）ア ３（１）ア	・家庭的保育事業は、一略一次に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所（一略一）で実施するものとする。 ・同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。）があること。 ・満２歳以上の幼児を入所させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。一略一）一略一を設けること。 ・居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 ・満２歳以上の幼児（一略一）を入所させる保育所型事業所内保育事業所には保育室又は、遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。一略一）一略一を設けること。 ・保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。 ・施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めること。	① 園庭が安全で衛生的でない	B	適 □	・ 不適 □	該当なし □
	17 飼育・栽培について （１）動物の飼育を衛生的かつ安全に行っているか	【最低基準】 第１４条第1項 【運営管理の手引】「保健衛生」 IV 1 2 動物の衛生管理	・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 ・一略一ペットを飼育する時は、動物病院、ペットショップ、動物愛護管理センターなどの獣医師やその他の専門家の指導助言を受け、ペット類が病気にかからないよう衛生管理するとともに、感染予防のため次の事項を遵守する。一略一	① 動物の飼育を衛生的かつ安全に行っていない	B	適 □	・ 不適 □	該当なし □
	（２）植物の管理を適切に行っているか	【運営管理の手引】「保健衛生」 IV 1 3 植物の衛生管理 【住宅地等における農薬使用について】 （平成25年25消安第175号環水大土発第1304261号）	・一略一植物の管理に当たっては、市の公園緑地の管理担当部局や園芸店などの専門家の指導、助言を受け、適切な管理に努める必要がある。一略一 ・農薬は、適正に使用されない場合、人畜及び周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。特に、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地（市民農園や家庭菜園を含む。）及び森林等（一略一）において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害が生じないよう、飛散防止対策の一層の徹底を図ることが必要である。 一略一	② 植物の管理が適切でない	C	適 □	・ 不適 □	該当なし □

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項（不適切事項）	評価 区分	自主点検 ※いずれかにチェック	
3 保 健 衛 生 ・ 安 全 管 理	18 安全計画及び安全確保等について （１）安全計画は、子どもの安全を確保するための取組を計画的に実施するための計画であるか 						

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項（不適切事項）	評価 区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
3 保 健 衛 生 ・ 安 全 管 理	（４）保護者への緊急連絡体制を整備しているか	【児童福祉施設等における児童の安全の確保について】（平成13年雇児総発第402号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知（以下「児童の安全の確保」という）別添－２ 児童福祉施設・事業(通所型)における点検項目 ２（不審者の立入りなど緊急時の体制） 【保育指針】 第３章 「健康及び安全」 ４（２）ウ	・一略－警察や施設・事業所管課、保護者等に対し、直ちに通報する。 ・災害の発生時に、保護者等への連絡及び子どもの引渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との密接な連携に努め、連絡体制や引渡し方法等について確認をしておくこと。	⑩ 保護者への緊急連絡体制を整備していない	B	適 □	・ 不適 □	該当なし □
	（５）緊急時における子どもの安全確保を図っているか	【社会福祉施設における火災防止対策の強化について】（昭和48年社施第59号 厚生省社会・児童家庭局長連名通知） ４ 火災発生時の措置について 【運営基準】 第３２条第１項（第５１条により準用） 第１項第１号 第１項第２号 第１項第３号 【保育指針】 第３章 「健康及び安全」 ３（２）ウ	・火災の発生を知った時は、直ちに消防機関に通報するとともに、人身事故の防止を第一に考えて入所者の避難誘導に全力を挙げること。ことに入所者等へ火災発生を早期に知らせることが災禍の拡大を防ぐ有効な方途であるので、職員は冷静に各棟、各階のすべての入所者への周知に努めること。 ・特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ・事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 ・事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備すること。 ・事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 ・保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。	⑪ 子どもの緊急時における安全確保を図っていない	A	適 □	・ 不適 □	該当なし □
		【児童の安全の確保】別添－２ 児童福祉施設・事業(通所型)における点検項目 １（職員の共通理解と所内体制）	・安全管理に関し、職員会議等で取り上げるなど、職員の共通理解を図っているか。 ・児童の安全管理に関して、職員の役割を明確にし、協力体制のもと事故防止にあたっているか。 ・職員体制が手薄の時は、特に安全に対し注意しているか。 ・万一の場合の避難場所や保護者・関係機関等への連絡方法を職員に周知しているか。 一略－	⑫ 安全確保に関し職員の共通理解を図っていない	B	適 □	・ 不適 □	該当なし □
		【保育指針】 第３章 「健康及び安全」 ４（３）ア 【児童の安全の確保】別添－２ 児童福祉施設・事業(通所型)における点検項目 １（関係機関等との連携） 【運営基準】 第３２条第２項（第５１条により準用）	・市町村の支援の下に、地域の関係機関との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。 ・市町村の施設・事業所管課、警察署、児童相談所、保健所等関係機関や民生・児童委員、地域団体と連絡を取り、連携して情報を共有できる体制となっているか。 一略－ ・特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに本市、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	⑬ 関係機関との緊急連絡体制が整備されていない	B	適 □	・ 不適 □	該当なし □
	（６）子どもの通所は、保護者が責任を持って行っているか	【児童の安全の確保】 別添－２ 児童福祉施設・事業(通所型)における点検項目 １（保育所の通所時における安全確保）	・児童の送迎は原則として保護者が行うべきことを保護者に徹底しているか ・ファミリー・サポートセンターやベビーシッターを利用する場合等保護者以外の者が迎えに来る場合、原則としてその都度職員が保護者に確認しているか。	⑭ 子どもの通所が保護者又は責任ある人によって行われていない ⑮ 保護者の代理者の確認方法が適切でない	C C	適 □	・ 不適 □	該当なし □ 該当なし □

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項（不適切事項）	評価 区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
4 保護者 地域と の連携	2 地域社会との交流や連携を図り、地域住民に保育に関する情報を提供するなど、地域における子育て支援に努めているか	【保育指針】 第1章 「総則」 1（5）イ	・保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	① 地域との交流や連携を持つように努めていない	B	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
		【保育指針】 第2章 「保育の内容」 4（3）	・子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭及び地域社会と連携して保育が展開されるよう配慮すること。その際、家庭や地域の機関及び団体の協力を得て、地域の自然、高齢者や異年齢の子ども等を含む人材、行事、施設等の地域の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験をはじめ保育内容の充実が図られるよう配慮すること。	② 地域における子育て支援を行うように努めていない	C	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
		【児童福祉法】 第48条の4 第1項	・保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行わなければならない。					
		第2項	・保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。					
		第3項	・保育所に勤務する保育士は、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。					
		【保育指針】 第4章 「子育て支援」 3（1）ア	・保育所は、児童福祉法第48条の4の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、地域の保護者等に対して保育所保育の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うよう努めること。					
		3（2）ア	・市町村の支援を得て、地域の関係機関等との積極的な連携及び協働を図るとともに、子育て支援に関する地域の人材と積極的に連携を図るよう努めること。					
		3（2）イ	・地域の要保護児童への対応など、地域の子どもを巡る諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携及び協力して取り組むよう努めること。					
5 特 別 保 育	1 特別保育事業について、適切に実施しているか	【子ども・子育て支援法】（平成24年日法律第65号 最終改定：令和6年法律第47号） 第59条 第1項	・市町村は、内閣府令で定めるところにより、第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。	① 延長保育について ・保育士数が適正でない ・保育の内容や方法が適正でない	A C	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
		第1項第2号	・教育・保育給付認定保護者であって、その保育認定子どもが、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯一略一以外の日及び時間において当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による保育（一略一「時間外保育」）を受けたものに対し、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業	② 休日保育について ・保育士数が適正でない ・保育の内容や方法が適正でない	A C	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
		【保育指針】 第4章 「子育て支援」 2（2）ア	・保護者の就労と子育ての両立等を支援するため、保護者の多様化した保育の需要に応じ、病児保育事業など多様な事業を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるよう努め、子どもの生活の連続性を考慮すること。	③ 一時保育について ・保育士数が適正でない ・保育の内容や方法が適正でない	A C	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
				④ 特別支援保育（さば〜と保育）について ・保育士数が適正でない ・保育の内容や方法が適正でない	A C	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐

18

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項（不適切事項）	評価 区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
6 職員の 資質 向上	1 職員及び事業所の自己評価に基づく課題等を踏まえ、事業所内外の研修を体系的かつ計画的に実施し、保育内容の向上を図っているか	【最低基準】 第9条 第1項	・家庭的保育事業等の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。	① 職員会議等所内研修を実施していない	A	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
		第2項	・家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。					
		【保育指針】 第5章 「職員の資質向上」 2（2）	・施設長は、保育所の全体的な計画や、各職員の研修の必要性等を踏まえて、体系的・計画的な研修機会を確保するとともに、職員の勤務体制の工夫等により、職員が計画的に研修等に参加し、その専門性の向上が図られるよう努めなければならない。					
		1（1）	・一略一各職員は、自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修等を通じて、保育士・看護師・調理員・栄養士等、それぞれの職務内容に応じた専門性を高めるため、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならない。					
		3（1）	・職員が日々の保育実践を通じて、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上を図るとともに、保育の課題等への共通理解や協働性を高め、保育所全体としての保育の質の向上を図っていくためには、日常的に職員同士が主体的に学び合う姿勢と環境が重要であり、職場内での研修の充実が図られなければならない。	② 保育実践や保育の内容に関する職員の共通理解を図っていない	B	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
		4（1）	・保育所においては、当該保育所における保育の課題や各職員のキャリアパス等も見据えて、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成しなければならない。	③ 体系的な研修計画の作成をしていない	B	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
		3（2）	・各保育所における保育の課題への的確な対応や、保育士等の専門性の向上を図るためには、職場内での研修に加え、関係機関等による研修の活用が有効であることから、必要に応じて、こうした外部研修への参加機会が確保されるよう努めなければならない。	④ 施設長は、職員の外部研修への参加機会を確保されるよう努めていない	C	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
7 その他	1 新規採用職員について、採用時の検便を適切に実施しているか	【最低基準】 第12条	・家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、一略一当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	⑤ 施設長は、入所児に対する不適切保育の防止及び発生時の対応に関する措置を講じていない	B	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐
		【児童福祉行政指導監査実施要綱】 別紙1 2（2）[保育所]（6）	・保育所の職員による、障害児を含む児童に対する虐待等の未然防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。					
		【運営管理の手引】保健衛生 Ⅲ 1（1）職員の健康診断	・一略一 事業所において必要な職員の健康診断は次の通りである。 ・採用時は、健康診断または胸部エックス線検査、及び検便 一略一	① 職員を新規に採用する場合、採用時に検便を実施していない	C	適 ☐	・ 不適 ☐	該当なし ☐